

京都大学における教育プログラムの教育課程の編成、実施体制等の基準  
及びプログラム修了証に関する規程

(平成30年達示第29号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本学学生を対象として実施する次表に掲げる教育プログラムの教育課程の編成、実施体制等の基準及び学位記への付記等を含めた当該プログラムの修了証等の授与基準を定め、もって当該プログラムの教育の質を保証することを目的とする。

博士課程教育リーディングプログラム	京都大学大学院思修館 グローバル生存学大学院連携プログラム 充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成プログラム デザイン学大学院連携プログラム 霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院プログラム
スーパーグローバル教育プログラム	スーパーグローバルコース（人文社会分野） スーパーグローバルコース（化学分野） スーパーグローバルコース（数学分野） スーパーグローバルコース（社会健康医学分野）

第2章 博士課程教育リーディングプログラム

(教育課程の編成及び自己点検評価)

第2条 博士課程教育リーディングプログラムにおけるそれぞれの博士課程教育プログラム（以下「博士プログラム」という。）は、当該博士プログラムの教育上の目的を達成するために講義、演習、実験、実習（インターンシップを含む。）等の必要科目を開設するとともに、博士プログラムを履修する学生の学位論文作成に係る適切な指導等により、体系的な教育課程を編成しなければならない。

2 前項の教育課程の編成に当たっては、関係する研究科、研究所等と適切な連携を図る等の措置により、当該博士プログラムの教育上の目的にふさわしいものとしなければならない。

3 博士プログラムは、当該博士プログラムの教育課程その他教育研究活動の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、それに基づくファカルティ・ディベロップメントを適切に実施するものとする。

(教員組織)

第3条 博士プログラムには、その教育研究上の目的を達成するため、博士プログラムの教育課程、履修定員等に応じ、必要な数の専任教員又は研究科、研究所等の教員で博士プログラムを担当する教員（以下「兼任教員」という。）を配置しなければならない。

2 前項の専任教員又は兼任教員の必要数は、大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件（平成11年文部省告示第175号）第1号から第3号までの研究指導教員の例に準じるものとする。

3 専任教員及び兼任教員の配置に当たっては、その所属する学系等及び関係する研究科、研究所等の事前の承認を要するものとし、当該学系等、研究科、研究所等との円滑な連

携体制を確保するものとする。なお、研究科（協力講座を含む。）の教員で博士プログラムの専任教員として扱われている者は、大学院設置基準上の当該研究科の専任教員の員数に含めることはできない。

（修了要件）

第4条 博士プログラムは、当該博士プログラム修了の学修上の要件を定め、プログラムを履修する学生の募集に際してはそれをあらかじめ周知しなければならない。

2 博士プログラムの修了要件は、当該博士プログラムを5年以上の期間履修し、当該博士プログラムが定める学修上の要件を満たすこととする。ただし、医学研究科医学専攻及び薬学研究科薬学専攻に所属する学生が博士プログラムを履修する場合の履修期間は4年以上とする。

3 前項に定める履修期間は、当該博士プログラムが定めるところにより博士課程の修業期間の途中からプログラムを履修させたとき又は優れた研究業績を挙げたことにより博士課程を標準修業年より早期に修了する場合であって当該博士プログラムにおいても優れた研究業績を挙げたことが認められるときは、3年以上の履修をもって足りるものとすることができる。

4 博士プログラムが、第1項の博士プログラム修了の学修上の要件及び前2項の修了要件（期間短縮修了を含む。以下この項において同じ。）を定めるに際しては、事前に大学院横断教育プログラム推進センターにおいて当該博士プログラムの教育上の目的との適合性等を確認するものとする。なお、学修上の要件及び修了要件を変更する場合についても同様とする。

（修了に係る学位記への付記）

第5条 博士課程を修了する者が、博士プログラム（博士（総合学術）を授与する場合を除く。）を修了する場合には、京都大学学位規程（昭和33年達示第1号）第1条第4項に定める専攻分野の名称に加え、別表第1に定めるところにより、当該学位プログラムを修了したことを付記する。

### 第3章 スーパーグローバル教育プログラム

（教育課程の編成及び自己点検評価）

第6条 スーパーグローバル教育プログラムにおけるそれぞれの教育プログラム（以下「スーパーグローバルコース」という。）は、当該スーパーグローバルコースの教育上の目的を達成するために講義、演習、実験、実習（インターンシップを含む。）等の必要な科目を開設するとともに、スーパーグローバルコースを履修する学生の学位論文作成に係る海外の教育研究機関の教員等による研究指導（以下「プログラム研究指導」という。）等により、体系的な教育課程を編成しなければならない。

2 前項の教育課程の編成に当たっては、スーパーグローバルコースの教育上の目的にふさわしいものとしなければならない。

3 スーパーグローバルコースは、当該スーパーグローバルコースの教育課程その他教育研究活動の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、それに基づくファカルティ・ディベロップメントを適切に実施するものとする。

（教員組織）

第7条 スーパーグローバルコースは、その教育研究上の目的を達成するため、教育プロ

プログラムの教育課程、履修定員等に応じ、必要な数の教員及び前条第1項の科目又はプログラム研究指導を担当する外国の大学院の教員等を適切に配置しなければならない。

(修了要件)

第8条 スーパーグローバルコースの修了要件は、研究科の行う論文の審査又は試験に合格することに加え、当該スーパーグローバルコースの定めるところにより、必要な科目の単位を取得し、及びプログラム研究指導を受け、又は海外の教育研究機関等において所定の期間研究に従事して、当該スーパーグローバルコースが定める学修上の要件を満たすこととする。

2 前項のスーパーグローバルコースの修了要件を定めるに際しては、事前に、教育制度委員会において当該スーパーグローバルコースの教育上の目的との適合性等を確認するものとする。なお、修了要件を変更する場合についても同様とする。

(修了認定書)

第9条 スーパーグローバルコースを修了した者には、別表第2に定めるところにより、修了認定書を授与する。

2 前項の修了認定書の様式は、別表第2の2のとおりとする。

第10条 第6条から前条までの規定にかかわらず、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第35条の規定による国際連携専攻の教育課程、教員組織、修了要件、学位その他に関しては、同基準並びに京都大学通則（昭和28年達示第3号）、京都大学学位規程及び京都大学における外国の大学との共同学位プログラムの実施に関する規程（平成30年達示第30号）の定めるところによる。

2 第6条から前条までの規定にかかわらず、外国の大学の大学院との協議に基づき、本学大学院及び当該外国の大学の大学院の課程を修了した者に、それぞれの大学が学位を授与することを目的とするものに係る本学大学院の教育課程、教員組織、修了要件、学位その他に関しては、大学院設置基準並びに京都大学通則、京都大学学位規程及び京都大学における外国の大学との共同学位プログラムの実施に関する規程の定めるところによる。

#### 第4章 雑則

(終了した教育プログラムの修了を証するための措置)

第11条 前条までに定める教育プログラム等が終了した場合においても、当該教育プログラム等を修了したことに対する社会的通用性を維持するため、別表第1及び第2の規定は、実施期間を明示したうえで存続させるものとする。

(雑則)

第12条 第10条までに定める教育プログラム等が自らの点検及び評価又はファカルティ・ディベロップメントを適切に実施していないときは、教育担当の理事が、教育制度委員会の議を経て、適切な措置を講じる。

第13条 前条までに定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教育制度委員会の議を経て、教育担当の理事が定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

（博士課程教育リーディングプログラム）

学位記に付記するプログラム名称	実施期間
京都大学大学院思修館	平成24年度～
グローバル生存学大学院連携プログラム	平成24年度～
充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成プログラム	平成25年度～
デザイン学大学院連携プログラム	平成25年度～
霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院	平成26年度～

別表第2（第9条第1項関係）

（スーパーグローバル教育プログラム）

修了を認定するプログラム名称	実施期間
スーパーグローバルコース（人文社会分野）	平成29年度～
スーパーグローバルコース（化学分野）	平成28年度～
スーパーグローバルコース（数学分野）	平成27年度～
スーパーグローバルコース（社会健康医学分野）	平成28年度～

別表第2の2（第9条第2項関係）

<p>修了認定書</p> <p>氏 名</p> <p>上記の者は、下記のとおり要件を満たし、京都大学スーパーグローバルコース〇〇を修了したことを証する</p> <p>記</p> <p>履修期間：      年   月    ～      年   月 指導教員： 副指導教員：</p> <p>（履修内容の詳細は裏面参照）</p> <p style="text-align: right;">年   月   日 京都大学総長</p>
--

備考1 スーパーグローバルコースに続く〇〇には、別表第2に定める教育プログラムの分野名称を記入する。